

November
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」。昼夜の気温差が大きいほど紅葉は美しくなるそうです。皆さん、今年は紅葉を見に行けますか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年11月号

■従来vs.セルフメディケーション どちらが医療費控除として得なの？

- 今年も大幅な引上げとなった最低賃金
- 中小企業が伝えたい情報と求職者が知りたい企業情報
- 高まる動画サービスの利用率
- 編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

従来 vs. セルフメディケーション どちらが医療費控除として得なの？

年末に近づくこの時期は、1年間に支払った医療費がいくらになるか予想がつきます。平成29年分から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能な場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要があります。

■ セルフメディケーション税制の概要

1. 適用対象者としての要件

セルフメディケーション税制は、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設されました。こうした背景もあり、適用を受けるためにはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。具体的には、次のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

- ① **健康診査**（医療保険各法等に基づくもの）
- ② **定期予防接種**（予防接種法第5条第1項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いた**インフルエンザの予防接種**
- ③ **健康診断**（労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）
- ④ **特定健康診査**（高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）又は**特定保健指導**（同法第24条に基づくもの）
- ⑤ **がん検診**（健康増進法第19条の2に基づくもの）

2. 対象医薬品

対象となる医薬品は、一定のスイッチOTC医薬品に限定されています。対象か否かは、領収書（レシート）に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3. 控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までの購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{購入金額の合計額} - 12,000\text{円}$$

4. 適用ポイント

(1) 「一定の取組」の証明書を添付

確定申告の際、「一定の取組」の証明書を添付（又は提示、以下同じ）する必要がありますが、要件を1. ①～⑤のどれで満たすかにより、添付する書類が異なります。例えば②のインフルエンザの予防接種で要件を満たそうとする場合、当該**予防接種の領収書の原本**を添付する必要があります。インフルエンザの予防接種代は従来の医療費控除の対象外であるため、領収書を手元に残さない方もいらっしゃるでしょう。これから年末にかけてこの予防接種を受ける方は、原本の紛失に注意しましょう。他方、③のような勤務先が毎年行う定期健康診断で要件を満たそうとする場合、提出する証明書が**結果通知表であれば写しで構いませんが、勤務先が発行した証明書であるときは原本**でなければなりません。

(2) 明細書の記載により領収書は自己保管

確定申告の際、明細書を作成して添付します。この添付により領収書の添付は不要ですが、確定申告期限等から5年間は税務署の求めに応じて提出（提示）する必要があります、その間は自己保管しなければなりません。なお、平成31年分までは、これらに代えて領収書の添付によることも認められています。

■ 従来の医療費控除の改正

1. 平成29年分からの改正内容

従来の医療費控除は引続き適用が可能です。平成29年分から手続き上の改正がされています。具体的には次のとおりですが、平成31年分まではこれまでの領収書の添付による適用も認められています。

(1) 明細書の作成及び添付

確定申告の際、明細書の作成及び添付が必要となりました。この明細書には次の(2)と(3)に分けて記入します。

(2) 「医療費の通知」による適用

保険者から送付される“医療費のお知らせ”など、これまで証明書類として認められなかった「医療費の通知」について、明細書に記入するとともに確定申告書に添付することで、認められることになりました。ここに記入した医療費に係る領収書の添付及び自己保管は不要です。

(3) (2) 以外の医療費とその領収書

上記(2)以外の医療費は、明細書に記入することで領収書の添付は不要となりました。ただし、この領収書はセルフメディケーション税制と同様、5年間の自己保管が必要です。

2. 対象医療費

対象となる医療費は、【参考1】のような診療や治療等のために支払った対価です。

【参考1】対象医療費の例示

- ・ 病院で保険証を用いて支払った診療代
- ・ 産婦人科の病院や助産所へ支払った妊娠出産に係る検診、検査、分娩費用
- ・ 小児の矯正歯科治療代金

3. 控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の合計額から次の①と②を控除した金額（上限200万円）です。この医療費には、申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{医療費の合計額} - \text{①} - \text{②}$$

① 保険金等で補填される金額

例、出産育児一時金、高額療養費、生命保険等に係る入院給付金)

② 10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%相当額）

■ どちらが得なの？

項目別の両者の違いを【参考2】に示しました。どちらが得なのか、試算する以外にないことがお分かりいただけますでしょうか。

“修正申告”や“更正の請求”など税金を計算し直す手続きの際、当初の確定申告時とは別の方法によって医療費控除を適用することはできないため、最初の選択が肝要です。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。

【参考2】セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との比較

	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「一定の取組」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチOTC医薬品に限定	一定の診療代等（セルフメディケーション税制よりも適用範囲は広い）
控除金額	12,000円を超える部分 （上限88,000円）	10万円 ^{※1} を超える部分 ^{※2} （上限200万円） ^{※1} 一定の所得以下は、これよりも低い場合がある。 ^{※2} 保険金等の補填分を除く。

今年も大幅な引上げとなった最低賃金

平成29年3月28日に策定された「働き方改革実行計画」では、最低賃金について、年率3%程度を目途に、名目GDP成長率にも配慮しつつ引上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指すとされました。こうした背景の下、平成29年度の地域別最低賃金はどのようなになったのでしょうか。確認してみます。

最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業にはその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月頃に「地域別最低賃金」が改定されることに

なっています。平成29年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いました。

地域別最低賃金額と発効日

平成29年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。すべての都道府県で21円以上の引上げとなりました。

昨年に引き続き大幅な引上げが行われていますので、採用募集時の賃金を上げる等により、社内の賃金バランスが崩れていないかも確認しておきましょう。

表 平成29年度の最低賃金（単位：円）

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	786	810	24	平成29年10月1日	滋賀	788	813	25	平成29年10月5日
青森	716	738	22	平成29年10月6日	京都	831	856	25	平成29年10月1日
岩手	716	738	22	平成29年10月1日	大阪	883	909	26	平成29年9月30日
宮城	748	772	24	平成29年10月1日	兵庫	819	844	25	平成29年10月1日
秋田	716	738	22	平成29年10月1日	奈良	762	786	24	平成29年10月1日
山形	717	739	22	平成29年10月6日	和歌山	753	777	24	平成29年10月1日
福島	726	748	22	平成29年10月1日	鳥取	715	738	23	平成29年10月6日
茨城	771	796	25	平成29年10月1日	島根	718	740	22	平成29年10月1日
栃木	775	800	25	平成29年10月1日	岡山	757	781	24	平成29年10月1日
群馬	759	783	24	平成29年10月7日	広島	793	818	25	平成29年10月1日
埼玉	845	871	26	平成29年10月1日	山口	753	777	24	平成29年10月1日
千葉	842	868	26	平成29年10月1日	徳島	716	740	24	平成29年10月5日
東京	932	958	26	平成29年10月1日	香川	742	766	24	平成29年10月1日
神奈川	930	956	26	平成29年10月1日	愛媛	717	739	22	平成29年10月1日
新潟	753	778	25	平成29年10月1日	高知	715	737	22	平成29年10月13日
富山	770	795	25	平成29年10月1日	福岡	765	789	24	平成29年10月1日
石川	757	781	24	平成29年10月1日	佐賀	715	737	22	平成29年10月6日
福井	754	778	24	平成29年10月1日	長崎	715	737	22	平成29年10月6日
山梨	759	784	25	平成29年10月14日	熊本	715	737	22	平成29年10月1日
長野	770	795	25	平成29年10月1日	大分	715	737	22	平成29年10月1日
岐阜	776	800	24	平成29年10月1日	宮崎	714	737	23	平成29年10月6日
静岡	807	832	25	平成29年10月4日	鹿児島	715	737	22	平成29年10月1日
愛知	845	871	26	平成29年10月1日	沖縄	714	737	23	平成29年10月1日
三重	795	820	25	平成29年10月1日					

（※）平成29年9月22日時点の情報です。

中小企業が伝えたい情報と 求職者が知りたい企業情報

人手不足を補うために採用活動を続けるものの、なかなかうまくいかないという中小企業もあることでしょう。ここでは、中小企業が採用に当たり求職者に重点的に伝えた情報と、求職者が重視した企業情報についてみていきます。

■ 企業が重点的に伝えた情報

2017年版中小企業白書から、中小企業が労働人材の採用に当たって、求職者に対して重点的に伝えた情報と、求職者が重視した企業情報（※）をまとめると下表のとおりです。中小企業が求職者に対して重点的に伝えた内容では、仕事内容・やりがいの割合が最も高くなりました。次いで給与・賞与の水準も50%を超えました。

■ 求職者が重視した企業情報

求職者が重視した企業情報をみると、18～34歳と35～54歳の労働人材では給与・賞与の水準が、55歳以上では就業時間・休暇制度の割合が最も高くなりました。すべての年代で

これらが上位2つに入り、仕事内容・やりがいが3番目に高い割合になっています。

■ ギャップの大きな情報は

中小企業は重点的に伝えたものの、求職者はそれほど重視していない情報では、沿革・経営理念・社風が中小企業は37.1%であるのに対して、求職者は最高でも5.4%となっています。また技術力・サービス力・社会的意義も、中小企業は25.8%ですが、求職者は高くても3.8%になっています。

採用面接の際などは、こうした違いも意識しながら取り組むとよいのではないのでしょうか。

労働人材の採用に当たって、中小企業が重点的に伝えた情報と求職者が重視した企業情報（複数回答、%）

	中小企業 (3039)	18～34歳の労働人材 (514)	35～54歳の労働人材 (614)	55歳以上の労働人材 (209)
仕事内容・やりがい	57.2	27.0	26.5	21.1
給与・賞与の水準	50.6	36.6	30.6	25.8
就業時間・休暇制度	41.4	32.7	28.7	26.3
沿革・経営理念・社風	37.1	5.4	3.9	5.3
職場の雰囲気	34.5	15.6	16.0	13.9
技術力・サービス力・社会的意義	25.8	3.1	3.7	3.8
業績・経営の安定度	25.0	9.3	7.0	9.1
研修・能力開発支援	18.3	3.3	1.5	1.9
仕事と生活の両立への配慮	15.8	11.3	10.9	9.6
昇給・昇進制度	12.5	6.6	4.6	1.9
福利厚生	11.0	11.1	5.2	3.3
業界シェア・知名度	8.4	4.5	2.1	1.9

中小企業庁「2017年版中小企業白書」より作成

（※）中小企業庁「2017年版中小企業白書」

ここで紹介したデータは白書427ページ掲載のデータです。労働人材とは、各部門において、比較的定型的な業務を担う人材や組織の管理・運営の責任者となっていない人材などをいいます。表中の（）内の数字は回答数です。白書の詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html>

高まる動画サービスの利用率

スマートフォンの急速な普及などに伴い、動画サービスを利用する人が増えています。ここでは、7月に発表された調査結果（※）から、年代別に動画サービスの利用率をみていきます。

■ 20代では90%を超えるサービスも

上記調査結果から、動画サービスの種類別に年代別の利用率をまとめると、下表のとおりです。サービス種類別では、すべての年代でYouTubeやニコニコ動画といった、オンデマンド型の動画共有サービスの利用率が最も高くなりました。特に20代では90%を超え、10代や30代も90%近い利用率となっています。また60代以外は利用率が50%を超えました。その他、いずれも利用していない割合をみると、60代こそ56.8%と半数以上が動画サービスを利用していませんが、他の年代では30%以下となっています。

年代別にみると、20代が唯一すべてのサー

ビスの利用率が10%を超えています。また有料多チャンネル放送サービス以外は全体（全年代）の利用率を超えており、他の年代に比べて、動画サービスを利用している割合が高いことがわかります。

■ 4年前と比べてみると

上記調査の平成25年の結果によると、最も利用率の高いオンデマンド型の動画共有サービスの全年代の利用率は52.8%でした。それが28年には71.1%にまで高まっています。逆に、いずれも利用していないとする割合は、25年の37.3%が28年には23.5%に低下しています。

平成28年動画共有・配信サービス等の利用率（全年代・年代別）

	全年代 (1500)	10代 (140)	20代 (217)	30代 (267)	40代 (313)	50代 (260)	60代 (303)
オンデマンド型の動画共有サービス	71.1	87.1	94.0	89.9	79.9	57.7	33.3
ライブ配信型の動画共有サービス	6.1	7.1	15.2	6.0	6.1	3.5	1.7
オンデマンド型の放送番組配信サービス	8.1	7.1	10.1	9.0	6.1	11.5	5.3
オンデマンド型の動画配信サービス	10.2	8.6	14.7	13.5	9.9	11.2	4.3
有料多チャンネル放送サービス	18.3	12.1	14.7	18.0	16.9	26.2	18.5
インターネットを利用したラジオ放送サービス	10.6	6.4	13.4	12.7	12.5	12.3	5.3
いずれも利用していない	23.5	11.4	5.9	7.9	17.3	30.0	56.8

総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

企業でも商品紹介や使用方法の説明、採用時の企業紹介等への動画の活用はもちろん、社内マニュアルでも動画を用いるケースがあります。まだ活用してない企業は、自社でできる部分からでも取り組んでみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

13歳から69歳までの男女1500人を対象に、平成28年11～12月に行われた調査です。表中の（ ）内の数字が回答数です。

具体的なサービス例は、オンデマンド型の動画共有サービスはYouTube、ニコニコ動画など、ライブ配信型の動画共有サービスはUstream、ニコニコ生放送など、オンデマンド型の放送番組配信サービスはNHKオンデマンド、フジテレビオンデマンドなど、オンデマンド型の動画配信サービスはGYAO!、アクトビラ、Hulu、Netflix、ひかりTVなど、有料多チャンネル放送サービスはWOWOW、スカパー、ケーブルテレビなど、インターネットを利用したラジオ放送サービスはradikoなどです。結果の詳細は次のURLから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01icp01_02000064.html